大鰐町地域公共交通計画案策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

この実施要領は、大鰐町地域公共交通会議が発注する大鰐町地域公共交通計案画策定支援業務（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）業務名

大鰐町地域公共交通計画案策定支援業務

（２）業務内容

別紙「大鰐町地域公共交通計画案策定支援業務仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和5年3月30日（木）まで

（４）委託料上限額

７，５７９，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

３　担当部署

大鰐町地域公共交通会議事務局　（企画観光課内　　担当：三浦）

〒038-0292　青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3

電話：0172-55-6561　FAX：0172-47-6742

メールアドレス：kanzai@town.owani.lg.jp

４　契約方法等

（１）契約方法

本プロポーザルによる随意契約

（２）契約業者の選定

ア　業務提案書等を募集し、その内容について審査を行い、本業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を契約候補者として選定する。

イ　業務提案に記載された項目については、原則契約時の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合には、契約候補者との協議により当該仕様の項目を追加、変更及び削除する場合がある。

ウ　契約候補者との協議の上、業務内容を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結する。なお、辞退その他の理由で契約できない場合には、次順位者と契約の交渉を行う。

５　参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、単独企業または共同企業体とし、次に掲げる要件を満たすこととする（共同企業体の構成員も含む)。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

（１）提案者は、単独または共同企業体で参加するものとし、単独の場合は協力会社との参加を認める。なお、構成員及び協力会社は、次の（２）から（６）の全ての要件を満たすこと。

（２）大鰐町入札参加資格者名簿に登録されていること。
（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合も含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに大鰐町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する密接関係者でないこと。
（５）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
（６）納税義務のある税を滞納していないこと。

６　実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	項　目	期　間　等
1	公募開始	令和４年８月 10 日(水)
2	参加申請書提出	令和４年８月 10 日(水)　～　令和４年８月 22 日(月)
3	質問書受付	令和４年８月 10 日(水)　～　令和４年８月 22 日(月)
4	質問書回答	令和４年８月 24 日(水)
5	業務提案書等提出	令和４年８月 10 日（水）　～　令和４年８月 29 日(月)
6	プロポーザル審査日	令和４年８月 30 日(火)※
7	書類審査結果通知	令和４年９月２日(金)※

※審査日及び結果通知日は、予定日となります。

７　参加申請の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

なお、参加申請書、業務提案書、公募に関する資料・様式類は、本町ホームページからダウンロードすること。

【大鰐町ホームページ】http://www.town.owani.lg.jp
トップページ － お知らせ － 大鰐町地域公共交通計画案策定支援業務に係る公募型プロポーザルの実施について

（１）提出書類
・参加申請書（様式１）
・会社概要等（様式２）

（２）提出期間
令和４年８月 10 日（水）から８月 22 日（月）午後４時（必着）

（３）提出方法
持参または追跡可能な配達方法に限る

（４）提出先

大鰐町　担当部署（前記３参照）

８　質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

（１）提出書類

・質問書（様式３）

（２）提出期間

令和４年８月 10 日（水）から８月 22 日（月）午後４時（必着）

（３）提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、他の方法による質問書は一切受け付けない。件名は、「大鰐町地域公共交通計画案策定支援業務に係る質問について」とすること。

（４）提出先

大鰐町　担当部署（前記３参照）

（５）質問書の回答

質問に対する回答は、令和４年８月 24 日（水）までに参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに回答する。

９　辞退届の提出

参加申込後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

（１）提出書類

・辞退届（様式８）

（２）提出期限

令和４年８月 29 日（月）午後４時（必着）

（３）提出方法

持参または追跡可能な配達方法に限る

（４）提出先

大鰐町　担当部署（前記３参照）

１０　業務提案書等の提出

本プロポーザルに関する業務提案書等は、次の方法で提出すること。

（１）提出書類

①業務提案書表紙（様式４）

代表者印を押印の上、企画提案書の鏡表紙として提出すること。

②業務実施体制（様式５）

業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。

③配置予定技術者調書（様式６）

主任技術者及び担当技術者の氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資

格については、証明できる書面の写しを添付すること。

⑤業務提案書（任意様式）

仕様書の目的・業務内容を踏まえ、次のア～エに従い業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。なお、本プロポーザルにおいて最適な委託業者を選定するために必要な提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。

企画提案書の作成は、Ａ４版(ページ制限なし、Ａ３版の折り込みも可)、縦横不問、文字サイズ 11 ポイント以上(図、表、画像を除く)、分かりやすいようにページ番号を振ること。

ア　実施方針

大鰐町地域公共交通計画案策定支援業務に係る基本的な考え方などを提案すること。

イ　実施体制

実施体制を明確化し提案すること。

ウ　実施スケジュール

仕様書の各項目から、本町に有益になる詳細な業務実施スケジュールを作成するとともに、委託者と受託者の役割を区分し提案すること。

エ　独自提案

⑥見積書（任意）

本業務の企画提案見積価格を記載すること。

⑦企業の元受実績（様式７）

過去３年間において、地方公共団体（市町村が主体となる協議体を含む）が発注した同種業務の受注実績がある場合提出すること。

（２）提出期間

令和 4 年 8 月 10 日（水）～8 月 29 日（月）午後 4 時（必着）

（３）提出方法

持参または追跡可能な配達方法に限る

（４）提出先

大鰐町　担当部署（前記３参照）

（５）提出部数

・正本　　１部（代表者印押印のもの）

・副本　　８部（正本の写し）

１１　審査方法等

（１）審査

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、大鰐町地域公共交通会議幹事会委員及び大鰐町地域公共交通会議に所属する交通事業者で審査を行う。

（２）審査及び配点

事業者の選定は、プレゼンテーションにより行う。

①　開催日：令和４年８月３０日（火）※予定

② 開催場所：大鰐町　第三会議室

③ 実施内容

ア：１事業者あたり提案書の説明を３０分以内、質疑応答２０分以内の合計５０分を予定する。(準備の時間は含めない)

イ：説明は提案書の要点を簡潔にまとめたものとし、追加資料の配布は認めない。

ウ：プレゼンテーションに必要な機器及び通信回線等は提案者で用意することと。その際にスクリーン、プロジェクターが必要な場合には事前に連絡すること。

（３）選定の方法

審査委員が、「別紙」の採点基準を基に採点を行い、審査委員全員の点数を合計して最高点を得た者を委託候補者として決定する。なお、最高得点者が２者以上になった場合は、選定委員会の協議により順位を決定し、受託候補者として選定する。

（４）参加者が１者の場合について

参加者が１者になった場合、審査委員会による評価を行い、本実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案者を委託候補者として決定する。

（５）選定結果

選定結果は、すべての提案者に対して書面で通知する。

なお、各評価項目の点数は公表しないものとし、審査結果についての異議の申し立ては受理しない。

１２　失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

（１）参加資格の要件を満たさなくなった場合

（２）企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）見積額が委託料上限額を超えている場合

（５）選考の公平性を害する行為があった場合

（６）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

１３　その他留意事項

（１）本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。

（２）提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、委託者が本業務に係る範囲において公表する場合、その他委託者が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。

（３）提出された書類は、返却しないものとする。

（４）提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。

（５）提出書類等に記載された個人情報は、本業務の委託候補者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

（６）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、大鰐町情報公開条例（平成 11 年条例第 3 号）に基づき提出書類を公開することがある。

「別紙」

評価項目	評価内容	配点
業務実績及び業務実施体制	本業務と同種または類似の業務の受託実績は豊富か	１０
	本業務を遂行するに十分な体制が確保されているか	１０
業務の実施方針	本業務の趣旨を理解し、具体的かつ実効性のある提案がなされているか。	１５
計画案の検討	①各種調査分析結果等を計画案へ反映する考え方は妥当か。 ②大鰐町の公共交通に関する課題を踏まえた具体的で実行性のある提案がなされているか。	１５
追加提案	仕様書の内容に加え、有益な独自の追加提案があるか。	１０
業務支援	大鰐町地域公共交通会議の開催支援、業務支援等に関して有益な提案がなされているか。	１０
業務工程表	業務行程、スケジュールについて、適切な提案がなされているか。	１０
プレゼンテーション	提案書の説明、質疑応答において説得力のある説明かつ実現可能な提案であるか。	１０
価格評価	見積価格は、提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確であるか。	１０
計		１００